

令和6年  
6月号

# 濱田会計事務所通信

令和6年6月1日発行 Vol.82

前年は適格請求書等保存方式（インボイス制度）の改正があり、非常に重要かつ複雑な制度であったため、一年間を通してほとんどこの制度の改正について解説しましたが、相続・贈与税の制度にも重要な改正がありました。

相続・贈与税制度は、事前の準備が有る無しで大きく税額などが変わる可能性がありますので、気になる方は事前に専門家にご相談することをお勧めいたします。



## 相続税 贈与税



### 令和5年度の相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

#### 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額 110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から**令和6年1月1日以後**に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

（※1、2、3の解説は裏面にあります）

（注）相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

#### 暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算するとされます。

#### 加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期	加算対象期間	
～令和5年12月31日	相続開始前3年間	
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年間	



## 改正後の相続時精算課税制度の概要

## 贈与時

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110万円）を控除**し、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

## 相続時

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

- ※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。  
なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。
- ※2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。
- ※3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。

## 相続時精算課税の改正に関する Q&amp;A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。



## 事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。



## 【最近の動画】

- ・楽天証券でiDeCoの申し込みをしよう
- ・楽天証券新NISAで投資信託を追加購入しました
- ・金融機関に勧められて購入した投資信託を4年間所有した結果
- ・SBI証券で新NISAの口座開設の申込をしよう
- ・楽天証券口座で新NISAの積立購入設定をしよう



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

